

関西大学所蔵

萩原広道の消息（その1）

関西大学図書館 手紙を読む会

一、はじめに

この萩原広道の消息は、「関西大学図書館フォーラム」第6号（2001年）に掲載した第一～三消息の続きにある。その解説については、第6号をご参照いただきたい。今回は第四～第七消息を翻刻した。

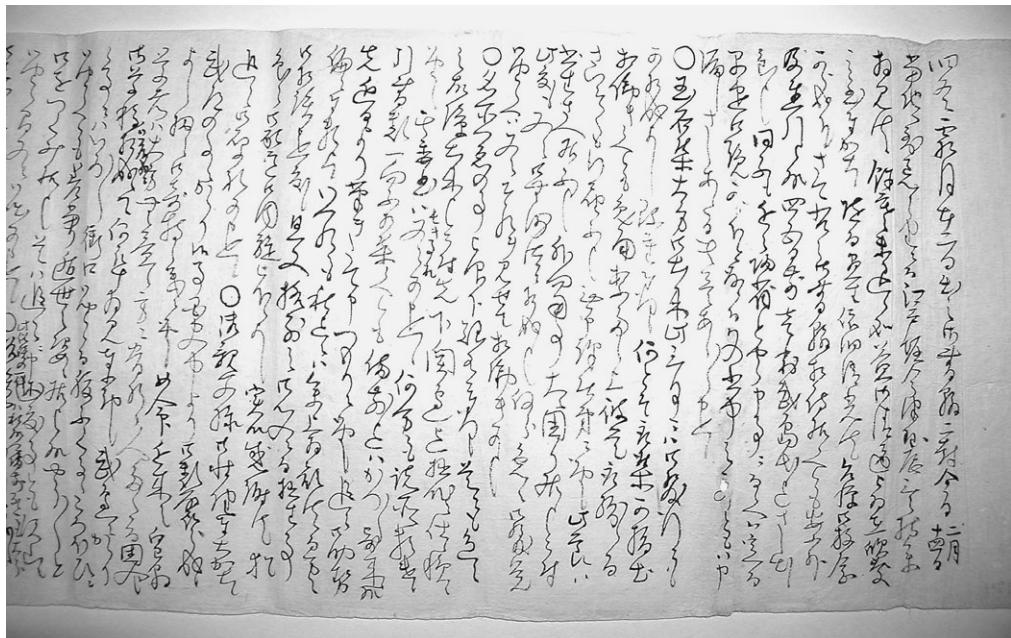
なお、関西大学図書館手紙を読む会のメンバーは、以下の通りである。

森川 彰（助言者） 大国克子、池尻孝子、大塚千歳、長谷章子、
八尾奈緒美、中川敏子、田中純子、福井智佳子、鶴飼香織

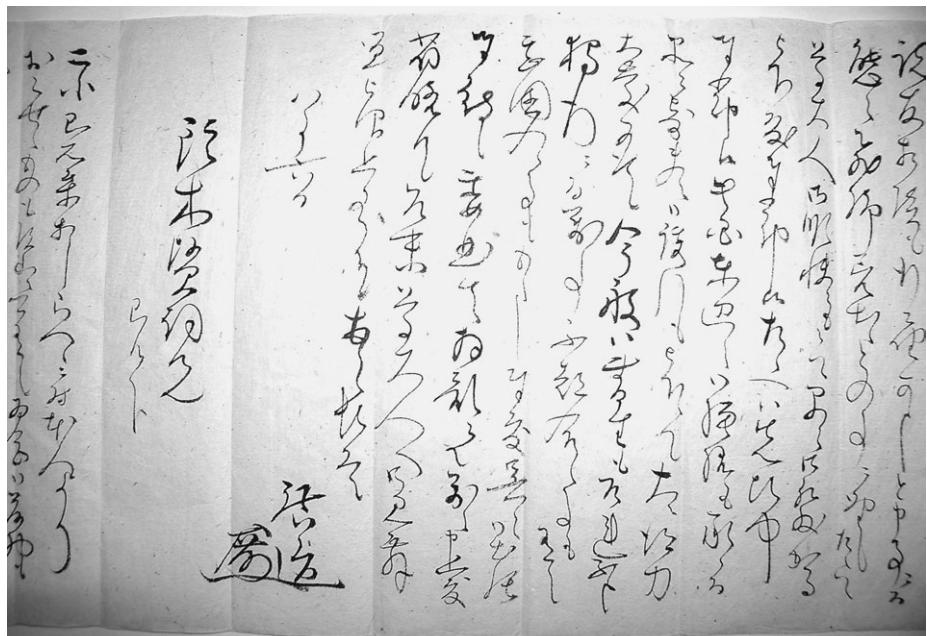
二、翻刻

翻刻については、次の要領に従つた。

- ・漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- ・仮名は、原則として片仮名及び平仮名を用い、変体仮名は平仮名に改めた。
- ・踊り字はそのままにした。
- ・本文には読点を施した。
- ・本文の字数、行数は原形に従つた。
- ・は判読不明を示す。
- ・追記は一字下げとした。



〔第四消息の頭首部分〕



〔第七消息の末尾部分〕

〔第四消息（嘉永元年一月）〕一五・八×一三一・七糧

旧冬霜月廿二日出之御書翰一封今日十四日

当地へ到着之由ニ而、江戸堀今津屋辰三郎持参

拝見仕候、余寒未退候処、益御清適被為在、欣慶

可被成下候、さて右之御書翰相待居候へとも、案外

及遲引候故、四五日前書封武島氏迄さし出し

置申候、同子も近々帰省とやら申事ニ而候へハ、定而

早速御覽可被下と存候而、かの書中之事ともハ申

漏しさしあたる責答あら／＼申上候、

玉石集大方御出来、此三月二十八御発行ニモ

可相成よし珍重奉存候、何とぞ取集可指出

相勧キ候へとも、兎角繁多之上彼是取紛候而

さいそくも行届不申候、無申訣次第二御坐候、此節ハ

書生さへ居不申、外向用事大ニ困り居申候ニ付

此度も又々御無沙汰ニ相成申候、何分急之御発兌

御坐候ヘハ又々それヲ見せて相勧キ可申候、

名所づゑの事被仰下難有奉存候、是ニモ色々

之故障出来申候ニ付、先下ノ関辺迄拙作ニ仕候積ニ

長キ事故

御坐候、其委曲ハ又々可申上候、何分ニモ諸所へ頼遣候、

引書類一向不相集候へとも、備前迄ハかつ／＼寄來候故、

先近日より筆ヲたて申つもりニ御坐候。追々御助勢

偏ニ奉頬上候、いつれニモ秋迄ニ八參上拝顔仕候而、万々

御相談申上度候、且又格別之御心入ニ而拙生事

色々御配意御周旋被下候よし、實以感謝仕候、猶

追々御厚礼可申上候、御親父様御壯健奉大賀候、

武道の事ニカヽリ候事、國史中より御類聚被成候
ヨシ、初々御奇特之義ニ御坐候、如命近來之皇朝
學者八大方無益之方ニ骨折候人多く候而、困入申候、
御落成ニ

御草稿相成候ハ、何卒拝見奉希候、武辺ニカヽリ
候事ニハいろゝ衝口御坐候而、腹ふくるゝころほひニ
御坐候へとも差当り遁世之姿ニ居申候故、やうゝと
口をつくみ居申候、是ハ追々ニ申述度事とも沢山ニ

御坐候間又々御咄可申上候、
御同意のもの御坐候へハ追々ハかの辺へも御出かけ
此俗談の一件ハ私故郷備前などニも大分

御素意承候而珍重ニ奉存候、夫ニ付本学道しるへと
真玉なども周旋可仕候

申書御著述候よし返々めて度奉存候、何卒追々
奉祈候。

拝見仕度候、其上少々愚存之次第をも可奉啓候、
何分神の事を昔のあとなし物語のやうニ説候てハ
信仰のうすき事と可相成候、夫ニ付近來一向宗の
説法と申ものを又ぎゝ仕候ニ、今日日用のうへを専と
説候而、あまり後世の談ニハ不及、尤始終ハかの西方ニ
決着いたし候へとも表向ハ當用のミ故、存の外面白キ
事も有之様子ニ御坐候、且又をかしきハ其説法僧と
申ものゝ話ニ説法の仕やうハ大抵役者のうれひ場
の氣とりニ不成候てハ、うまくハ難有かり申さぬ物也、
それ故ニ切実の処ニ而ハ涙を流すけいこをもいたし
実一

泣いて見せねハ聴衆ニこたへぬと申候よし、甚以
をかしき事ニ御坐候へとも、けにさハかりつとめ不申候てハ
弁口を以て衆を服し感動せしむるニハ至り申
ましくと存候、御一考可被下候、是ハ追々其人ヲ得

申候ハ、少々試ニはしめさせ度仕方もあるへくと奉存候、
大暑ハ皇神の靈威今日眼前ニ赫々たる事を
よくゝわかる様ニ申述、神の御かけなくてハ一日一夜も
立ましき理、且先祖よりの家業を大切ニ守候事
上古の神理なる事、或ハ又男神の御うへなどのつへニ而
今日飲食衣服の事迄もなり来る本をしちやうニ
説聞せさて、むねとハ時の法令則天照大神の
御子孫たる我大君の神ながらの勅語なるべき事を
よくゝ申聞、今日上の政令ニよくもわろくも背かぬ処ヲ
專と致候ハ、一毫も偽妄の説ハなくして、上ハ政治を助け
下ハ万民を化するニモ至り可申候、但し愚俗の物なれハ
おどし話位ハませ候而、すいふん面白くハ有たき事ニ候、
此事ニ付色々工夫御坐候へとも、拝顔之節迄延引仕候、
大畑真玉事、委曲ニ被仰下承知仕候、さて
色々御役介之段遠察仕候、何とぞ早く帰り候而
家業ヲ励ミ候様ニと呉々存候、何分彼位の学ニ而ハ
人の師表と成候而、諸国ヲ横行するニハ足申まじき哉と
相考候故、しハゝゝ差留遣したる事ニ御坐候處、果而
御帝中之趣之困窮ニ及、きのとく千万ニ御坐候、此上
何とぞ医学出精いたし人を誤らぬ医となりて
何方ニも出身いたし候様ニと祈申候、氣ニさハらぬ様
又々御異見可被下候 小原千座事仰之通夫々
承知仕候、同人息子慎太郎とハ御入魂のよし、去秋
茅屋へも千座同道いたし候而逢申候、只一時はかり
咄候へとも漢字の力ハ千座とハこよなく相見え感心
いたし候事ニ御坐候、因伯辺ヘハ折々漫遊ニ出候よし申候、
皇朝学の方ハ未熟ニヤ、猶かの言靈ヲ執したる様ニ

宋)

聞え申候、王安石か字説の無稽なる事をおもハヽ、

言靈ニハ夢さめ可申候処、不審之至ニ御坐候、日本紀

などハよませ、哥も御伝授被成よし、追々此方之学も仕候様ニと奉祈候、尊大人御事委曲被仰下

返々御なつかしく奉存候、玉詠も数首拝見感心仕候、

御文通ハ此方よりこそ可申上候ところ、大氏尊兄へ申上尽候間、今般も又々別ニハさし上不申候、乍憚

宜被仰上可被下候、河本公輔事被仰承知仕候、

半席之事被仰下忝奉多謝候、併当時は

先擧出し候もの無御坐候間、入用之節又々可奉頼候、

大半昂と申ものハ半昂の大なるニ而、美濃昂

ほとの大キサニ御坐候、大本ニ遣ひ申紙ニ御坐候、錦地ニテハ何と申候哉、二十枚一帖ツヽ、ニ致したる物ニ候、

隨筆会年明ハ拙生不快ニ居申候而、いました

再会不仕候、近日相企候つもりニ御坐候、文章は

もとより本人之文通ニ拳申候、板下ハ別ニカヽせ

候ヘとも、校合ハ野生ニても可仕候、勿論文章も出来

不仕候ほとの人ハ先ハいれぬつもりニ御坐候間、其御心得

にて御上せ可彼下候、係辞弁之事被仰下汗

顔之至ニ御坐候、拙名折々御吹聴被下候よし、難有

奉存候、但甚恐入申候、いつれ近々ニハ可罷出候ヘハ

耳目事たかハぬほどニ被仰置被下度候、爰元ニ而も

かの玉石の御拳ニつけて御樽所々へ申遣し居申候、

かの書御発行ニも相成候ハヽ、益芳名(アマメイ)書き可申と

奉存候。何分ニも數種之御著書も御坐候趣なれハ、

追々御發行奉頼候、唯えらい人じやと申様ニ而ハ

功能のしけぬ事ニ而御坐候へハ、拳業ハ著述ニしくハ

なく、相考申候。御上梓の事ハともかくも御相談可申上候、京摂の学者なども只えらいと申て天下

の人を眼下ニ見候人々澤山ニ有之様ニ見え申候、されども

何をもてしかいふそと申候へハ、畢竟ハ暴慢の大言

と申より外ハなきやうニ御坐候、されハ拳名の事ハ

ともあれ、何分御功劳の方御つとめ専要ニ奉祈候、

辺相弘まり候段、返々奉多謝候、すり残り之分少々當便ニさし上申候、あとハ又々秋田屋へ申遣し

後音さし上可申候、宜様奉頼候、此度ノ分もヤハリ前板直さぬ時のものニ候間、宜御恕覽可被下候、

去秋急作仕候葉山の菜と申もの、詞書のかき様ヲ

ひらめニ論し候ものニ御坐候処、此節すり立て校合ニ

さしこし居申候、此外ニ心のたねと申色々ヲ

書ものニ冊も追々ほり立居申候、誠ニ御はつかしき拙作ニ御坐候へとも、初学輩ニハ入用の品ニやとも存候間、

後音可奉備貴覽候、西田、山川等之事承知仕候、

短尺類も御入用のよし、大三郎ハ哥ハ短なる方ニ

御坐候へとも、一枚さし上申候、西田分も少々さし上候、

長沢も先頃かゝせ候を少々御すそわけ仕候、御書等

御おぐりニ候ハヽ、何ニても少々奇なる古文書御入可被下候、

さつそく相達し可申候、 穂井田縹輔事

仰之通をしき人物ニ御坐候、奈良あたりの古物

学ハ他ニ類なくあたらしく候、 係辞弁ハ

呈上仕候也、代物ニ及不申候、かの書やう(アマメイ)十日斗あとニ官許御坐候よし、秋太方ニてさそ

すり立可申と奉存候、 玉石集之御作料ニ

同本五十部さし上候とか御不足二八御坐候へとも

はじめハ先大抵そのあたりの物なるへくと奉存候、

御丹精の段ハ中々様ニてハならす候へとも、とかく

書林方ハ

そろはんニかけ候而、費用をつもり候故、甚以からき

めニあはせ候事と見え申候、先一度ハ御堪忍可被成歟、

二編より売口ニ隨ひていろ／＼手段あるへくと奉存候、

但し藏板ニ被成候よりハ其方御損失ニ不成哉と

考申候、さて諸国之御学友ニ、かの集御評せさせ

それを巻尾ニ御出し候よし、是ハ一段おもしろ

かるへくと存候、併てニをハ語格とも御熟練の事故、

しひて難し候者ハあるましくと覚申候、さて又

申迄ニハ無御坐候へとも、姓名録ハ巻尾ニ御つけ

被成候か宜とやう申評ニ御坐候、其御心得奉祈候、それハ

かの中の哥人とも己か国處をいちはやく人ニしら

れん為にと大ニ競ひ候事のよしニ御坐候、

何分ニ篇よりハふり合大ニカハリ可申候、書林も

御謝礼之心得ヲかへ可申候、哥も早々集り可申候、

おひ／＼ニ強て不労して御勝手よく相成可申候、

加納諸平などハ唯かの鰐玉斗ニテ大ニ名を

顕したる事ニ御坐候、御勘考可被成候、諸平事

とかく快氣不致候よし、氣毒ニ御坐候、門人も追日

離散いたし候とやら人の噂ニ御坐候、彼ハ学業ニ而

新ニ家を成候之様ニ聞え候処、実ニ以きのとく千万御坐候、

雅言童謡と申もの出候よし未見及不申候、

仰之通拙著ハ

雅語訳解の類ニて古言訳解と申もの一冊認め、

其名
書林へ売渡し、米ニかへ申候、わづか八日之間ニひた／＼と

清書迄して渡候故、乱雜論なく御坐候、全く雅語

さらハ董諭とハ別に文集候歟

訳解のとほりのものニ御坐候、何分手元困窮故

さま／＼つまらぬ事ヲいたし不堪斬愧御坐候、

此外ともかやうの初学ものハ皆々吟味もさして

不仕、葉山の栄ハ三日、心のたねハ廿日之間ニ清書

まで卒業仕候事故、是ニ付てハ龜漏之名をも

得可申と存候へとも、実ニせんかたなき事ニ而御坐候、

今少しゆるやかニ候ハヽ、かやうの物ハ頓着も不仕と

返々歎息之外無御坐候、追々御一覽御一笑御一憐

当地 可被下候、御國御やしきへ書状出し、三田尻へ

やう 着候よし御計ひ可被成旨承知仕候、何分ニモ

よきつかう奉希上候、此度も霜月の御状

二月中旬に至着候様ニテハ毎々心事さしつかへ

可申と奉存候、完治之殿被歸候後ハ当分三田尻

之船宿へ出し可申候、錦鄉岡本氏之事

被仰下感心ニ御坐候、且写本之事御頼被下安キ

御用ニ御坐候へとも、是斗ハ御断申上度候、其故は

私事當時挙業仕居申候ニ付てハ、日々尋来候者

大抵昼分ハ無絶間、その外哥のてんざくなど

申事ニ而くたらぬものとも多くさしこし居申候、

殆こまり居申候上ニ、門人の少し斗御坐候位ニテハ

少々 全く糊口ニかゝり不申候、子細も御坐候而、世話やきと

申やうなる者をも頼不申候、一粒の合力ニも逢不申候而

とやうかくやう其日をわたり候上八、別ニ板行下など

認候而遣し申候物入のたしニ仕候是又近年ハ大坂ニ甚不自由なる

仕事故大ニせりかけ、日々さいそくニ困り入申候、

其上ニ愚存之書をも相著し度ひまゝには

認かけ居申候処、又々かの名所之拏ニ及ひ諸方

之文通引もきらす、中々寸時も他事ニかゝられ不申、

やう／＼夜九ツ前ニ酒一合斗呑候而、休ミ候と

朝五ツ頃迄長寝を致し候斗之歡樂ニ御坐候、

か様之事ニ御坐候間、御受合申候とも火急ニ認

可申事無覚束御坐候、且価御いとひハ有之

ましく候へとも、右板下ニ認候ヘハ小キ本ニても、価

壹枚ニ付壹匁より安きハ先ハ無御坐候、その

代りの様ニ而、認さし出候へハ

殊の外高値ニ相成可申候 尤さまでの手ニハかつて

無御坐候、御存しの悪筆ニ候へハ、かた／＼以御見合被下度

奉希候、他事ニ而候へハ、尊兄より被仰下候事故

いかやうとも可仕候へとも、右之次第二候間、よく／＼

境界御憐察被下候而御恕免可被下候 右ニ付

てハ拙生も写本ヲ誂へ候もの両三人位ハ頼置候ても

宜折々珍書など取出し候節、認させ可申哉と存

たつね候へとも惣而大坂ハ商人斗の処ニ而、隙なる者ハ

一人もなき處故、うつしものなど仕候者ハおほかた

奇代の悪筆ニ而売帳之値段書もならぬ位

の手ならてハ無御坐候、をり／＼武家やしきの内職

などニハ善書も御坐候へとも、書林カヒシトと頼居申候而
奇代の悪筆ニ而売帳之値段書もならぬ位

ざつとかゝせ候者もさし当り無御坐候、大ニこまり居申候、
草本ヲ

夫ニ付てハ姫路岡山辺旧友ニ頼遣候而、貧士

の内職ニいたさせ可申と存候へとも、是又上方より

廻りの商人など参り、大抵手ヲふさぎ居申候、

困り果申候位の事ニ御坐候、此条よく／＼御深察

御恕免可被下候 もし右之次第ならハ、広島か

萩あたりへ御頼ニ而、さるすちの人御尋候ハ、士ニハ

善書の人多かるべくと奉存候、右岡本氏南朝

学御執心ニ付南朝人物之哥御所望のよし

承知仕候 何やら有しやうニと覺申候、案出候而認

可申候、余りニ世話しく御坐候而近來ハ哥も反古ニ

書捨候を、清書も不仕かいやり置候間、往々紛失

仕候ニ困入申候、短尺の事承知仕候、近々

手本取寄候而後音さし上可申候、短尺屋ハ

二人も参申候、京よりハ少高く候へとも、御地よりハ

いつれ下値と奉存候、

已下御追書之御返事

御著書之目録さよしぐれの巻尾ニ添候様

被仰下夫々承知仕候 然る処右さよしぐれハ

先頃大分すり立、江戸京其外へも秋太カ

遣し候坪ニ御坐候へハ、もハやあとの処も多くは

急ニすり立申間敷候 只今前書ニ申上候葉山

のしをりなと申もの此節刻ニかゝり居候へとも、

かれハ草稿を書林ニ売渡し尔後校合の後ハ、

一切がまふましくと申切候故、蔵板のやうニ自由

ニも不相成、そのうへかの奥附と申ものハ、売弘の

書林より致し候あたりの物に御坐候故、大かたは
其書肆ニ而刻し候ものを附候事ニ御坐候 且又

尊名のなき二入候事仰之通、少し無縁めき

可申候歟、但しそれハ不苦御坐候間いかやうとも可仕候、左候へハ、昨春々上梓受合せ置候本学提綱本学大概の事

と申もの、近々清書ニかゝり可申つもリニ候へハ、その跋文一段御認被下候而、その縁ニかの巻尾ニつけ

発行仕候てハ如何可有之哉、御一考可被下候、又考候ニハ、此御書目之内、すいふん書林受合候而

發行可仕と覺候ものも御坐候間、左ニ書付候御本とも御越し被下懸合をり合候ハ、則それに

御つけ被成候ても宜しく相考申候、且又御急ニ候ハ、例の玉石集のあとニ御附被成候万、一ばん早く

御坐候哉ニモ奉存候、此段夫々御勘弁被下候而今一応御左右奉頼候、決而さよしきれのあとへつけ候をいとひ申ニハ無御坐候、唯過半發行の後ニ成候てハ、折角の思召広く行届申間敷

と相考候たけの事ニ候間、不悪御深察可被下候、大方普通之書ハ、四五百部すり候後ハ、一旦

すり出し

發行を相止、見合居候事と見え申候間、又々

あとを摺候時分ニハ、右拙著も發出可仕、其内ニハ貴著も發行之御時節ニ可相成候と奉存候、此段

御解意可申候、御著書中愚存ニ而當時書林の好ミさうなる物ハ、大祓詞訳解
増補秋のねさめ　　大内山のしをり

詞のしをり　　天満宮実記
佐波の藻芥　先右之御書ともちか道と

奉存候間、可相成は、一応御越不被下候哉、向々の本屋へ懸合試可申候、図ものハ面白く候へとも、刻

料二費かゝり候とて、はじめらハきらひ申事ニ御坐候

此段御考可被下候、古語拾遺講説と申もの

御坐候よし、ゆかしく奉存候、此書拙生甚信仰ニ而色々

存し付候事も有之候、注解取懸り可申とて、少々

引集メ置きたる物も御坐候、もし御同案の事ならハ畢竟ハいらぬ事ニ候間、相止可申候、少々異同御坐候位ナラハ、

乍失敬愚論頭書か何ぞニ、御加へ被下度候、もし又大ニ違ひ候ハ、別ニ綴り可申候、何分小生意趣ハ

拾遺ハ大抵わかり居申もの故、注釈ハ大抵ニいたしかの書ニよりて神教の衰微を大ニ憤激して論し、

広成宿祢の功績を顯し、且かの書わつかの間ニ天下の大論を尽されたる事を講し度候 大方奈良

より今京ニ至リ、公家中ニ而有益之論御坐候へハ此宿祢と善相公異見封事の外ハ見当リ不申候、

奇妙ニ覺候故、此ニ書注を名として、畢竟ハ讃

と論どを認度つもリニ御坐候 見解相違仕候ニヤ

御示し可被下候、

「第五消息(嘉永二年十月六日)」一六・五×九二・八糰

一筆啓上仕候、逐日寒冷弥増候處、御渾家

益御清禎被為在、珍重之御義奉存候、隨而私義無異寵暮居候間、乍憚御放念可被下候、尔後

打絶御無音申上候、小生義も益後々頭痛烈敷差起候而、色々加療仕候へとも兎角治兼候ニ付

八月末々又々湯治ニ参、罷帰候ても猶快氣仕かね候故、平臥ニ居申候処、からつて此四五日ニ至先快氣仕候夫故何方へも不罷出閑籠居申候、兼而御役介

御頼申上置候名所之義付參上可仕と、益前より
色々繰廻し居候処、右之仕合ニ而万事大齟齬
いたし、雅俗所用輻湊仕候上、仕懸之一篇未た
落着不仕、且家内之落着杯一向其儘一居申候間、
此様子ニテハ、又々四五十日も延引ニ可相成、左候ハ、歳末
にも及可申歟、左候ハ、いつれ早春之事ニ可仕哉など、
評定仕居申候、此段万々御憐察可被下候、さて
御近況ハ如何御坐候哉、久々御音信も承不申候、定而
御近辺御漫行数々やとも相考居申候、今般京人
義助と申仁、尋来錦郷辺徘徊いたし候由、且
御知音之旨申候間、一書呈上仕候、委曲ハ同人ら
御聞取可被下候、此書平田氏遺稿之ものニ而
奇妙なる書ニ御座候処、此度当地ニ而知音之者
活板ニいたし候ニ付、五六部取寄置申候、内ニ一部
先さし出申候、御望之人御坐候ハ、何卒御壳却
可被下候、価八壹歩式朱ツ、ニ御坐候、写本ニて是迄
金一両ツ、いたし候処、隨分引下り候方故、格別
御損失ニハなるましきやと奉存候、破仏之書ハ世ニ
多く候へとも、是ハ富永仲基の出定後語ニ拠て
述得たるものニテ、且つ俗語の謗誹をかしく聞え申候ヘハ
俗客ニ示しても妙々と存候、百四五十部摺候よし
なれハ、さして多からぬ事と奉存候処、心付さし上申候也、
但御不用ニ候ハ、御返し被下候ても、少しも不苦候、左候ハ、
急便ニ奉頼上候、右義助萩近藤氏とも心安
よしニテ、例之杜選^(マタヤ)一条具ニ承申候、返々あたらしき
事ニ御坐候、頃日ハ如何被致居候にや、所謂国津罪ヲ
犯されたるハ、奇といふへし、真玉も此節ハ伊勢へ
参居候よし、かの玉粲女跡をおひて参たるとの事

世評不穏候、錦郷辺以東之者ともニモ、追々承候処
所々ニ而ふ都合之事有之候旨、切々氣毒なる事ニ
御坐候、能々立離れかたくハ、別ニ仕方も可有之候処、
あのまゝニテ東行ともハ、不致哉の趣ニモ聞え申候、淨るリニ
いはゆる因果の縁とか申体ニテ、返々殘念ニ御坐候、
当地新町西之盲人方ニ妻子ヲ預け居申候、如何
いたし候事ニヤ、所行頓と分らぬと申事も承候、前日參会之刻
御高踰ニ任せ、よほど見知らぬさまニ居申候へとも余りニ
承かね候事御坐候而、離別之刻一度愚案ヲ述候処、
己來ハ頓と參り不申、何角言行一致せぬ事
斗ニ見え申候、吳々氣毒之至ニ御坐候、何卒夢
さめ候へハと、あやふみ居申候也、これら凡而御内々也、
伴雄八十四五日前、一書差越候、國命ニテ
遠方へ参居候とハかり、何方へとも不申来候へとも
何分罷歸候ニハ決し申候、老兄へも御返事可申候へとも
前以たんさくさし上候節、あら／＼申上置候ヘハ、尚又
宜申上候様ニと、申越候、左様御承知可被下候、諸平
事ハ近來ハ何とも承不申候、先無難なるへし、
西田直養七月ノ下旬俄然と出帆帰國候処、
跡役直ニ登り、妻子も火急ニ迷惑したりとのほとの事
見送りニ参候後ハ、今以絶音ニ御坐候、立身したり
とも聞え、或ハ左迂之筋なりとも聞え、頓とわかり不申候、
御地ハ小倉御近辺故、定而様子も聞え可申、全体
いかやうの事なる歟、御聞込之事も御坐候ハ、御示し
可被下候、何分ニモ格別入魂ニいたし候人物此地ヲ
去り、野生ハ殆迷惑仕候、就中書籍沢山ニ借用
いたし、くつろき居申候処、一日之内ニ返候様申来り

やう／＼取集、（四五五百卷も）返候位の事故、此方仕懸候事もサツハリ
乱雜ニなり、大ニ当惑仕候、御高察可被下候

玉石集其外御著書類如何相成候哉、承度奉存候、

玉石八何分早く御發行之方可然と奉存候、此類色々
出候てハ不妙と奉存候、此条色々と申上候事あれど、急書

故、暑し申候、弘ぬし如何御坐候哉、天満宮ノ
御系譜とか撰ハレ候よし承候、出来仕候ニヤ、此節

天神御系の事、尋候もの有之候へとも、空ニテハよく
覚不申候、右出来仕候ハ、確論なるへしと申置候、其内

急ニ出来仕候ハ、一本御取次可被下候、且今般ハ急候故
かしこヘハ、不音仕候、宣御伝可被下候、書外申上度事

如山候ヘとも、今夜ハ既ニ右之義助乗船と申越候間
先あら／＼如此申留候、其内又々可申上候、頓首頓首

広道

十月六日
鈴木賢兄
玉案下

尚々時氣折角御自愛專要奉祈候、乍末筆

尊大人へ宜様被仰上可被下候、かの海防などの

御論文且神武記御注ハ、御出来ニ候哉、近來海防之事
諸國甚流行、尤当今之急務故、さもあるへき事

奉存候、但しこれニ付甚いはまほしき多きころほひニ
御坐候而、諸説さくり聞居申候、もし不苦候ハ、少し

御もらし被下度、被仰上置、可被下候、
度々申上候も、思召いかゞしく恐入候へとも、かの短尺之事
いか様とも急ニ御果し被下度、奉頼候、をり／＼短尺屋
繁訴訟いたしこまり申候 以上

（端裏書） 鈴木様 萩原

尚以為御肴料金五十疋御惠投被下、毎々御費心
千万忝拝納仕候、此方よりハ毎々御不沙汰無申訳

次第二御坐候、真平御怨免可被下候、

改曆之御吉慶不可有尽期申收候、先以御揃
被成、御超歲珍重之至、奉抃賀候ニ茅屋無恙

加年仕候条、乍憚御省念可被下候、

旧臘十六日自広島之華翰本月四日秋太令

相達し、忝拝見仕候、御書中之趣夫々承諾仕候、
當方よりも吉通差出置申候、定而相達可申と

奉存候、さて玉石集御上梓御急キニ付広島表へ
御出張之由御尤ニ奉存候、何卒一刻も早く御發行

可被成候、伴雄之鴨川二篇、此節私方ニテ清書いたし

居申候、彼よりハ早く御出し可被成候、且小生在坂中ニ候ハ、
諸方へ御取次申、その上あとの分も出させ可申候、旁以

おくれ候てハ惣体の御為ニ不可然と奉存候間、返々
御せり立可被成候、当春ハせひとも御役介ニ参上

之つもりニ御坐候、然る処何分発帆迄ニいろ／＼の
わづらひ御坐候而、飛立斗ニ存候へとも悉皆不如意

誠ニこまり果申候、依之当月ハ近辺ニかくれ家一軒
借置申候、それへ入込候而、会日之外風雅人ニ対面

不致ひしと手業いとなみ申つもりニ決着仕候、
いつれニも岩国辺か貴郷をさして參上可仕候、其前

必御案内可申上候、返々宣御引廻奉頼上候、惣体
野生事色々御吹聴被下候由、格別御費心之程

奉感謝候、其代り此辺ニても御芳名相弘め可申候、何分御著書一篇必近々ニ御上木奉祈候、此一挙学者発名之基ニて、空ニ唯唱へ候てハ証拠なき事ニ而、大方人の諸ハぬかたちの物ニ御坐候間、吳々御憤発奉祈候、前年御越し被下候御書目ともハ追々書林へ見せ候處、隨分面白き御趣向之物も御坐候とハ申候へとも、さらハ彫刻可致と申際ニ成何分御尊稿一見之上と申候、是ハ必かくなるべき事情ニ御坐候間、先向キロの宜しき分御脱稿ニて拙家へ御登せ可被下候、何とか計議可仕候、此段吳々御深察可被成候、さて頃日をかしき事承申候、讀岐之菊地左太夫と尾張の泰鼎と出会之刻東西ニ拳名之事互ニ相談いたし、双方とも頻ニ唱へ候故、竟二大名をなし候とそ、されハ世之信不信ハ腕つくには参らぬうちの事と存候へハ、尔後も此段内々御含置可被下候、貴名隨分鼓舞可仕候、是ハいとも／＼秘談ニ御坐候、広島末田、野村ニ子之事承知仕候、一封ツ、認候間、御便ニ御遣し置可被下候、旦野村へ有名家の手吊送り可申様被仰越承知ハ仕候へとも、国学者仲間の物ハいつれも／＼禁忌之事とも有之候、格別の物無御坐候、儒者篠少しつ、ハ入置申候

御一覽後

崎、後藤などの物少々贈申候、手吊共貴家ニて直し
御封し御遣し可被下候、さて又井筒屋まで出定笑語ニ部送り可申段承知、則秋太へ申通候処井筒屋仕送り先ニて候故、自他共ニ利益ある事

ならてハ難遣、其上かの書廿五匁ノ一割引とかニて

書林へさし越候間、十部斗より下ニて八かじニて何之益もなけれハ、ヤハリ野生る送り吳候様ニと申候、左候へハ、問合を差出し可申候へとも、既ニ旧冬三部三田尻便ニさし出置申候、右之外ニ又々式部御入用ニ候哉、但し右之分ニ而宜哉、承候上ニて又々聞合可申候、案外よくうれ候故、大方本も無御坐よし、先日承たる事ニ御坐候、何分御一左右可被下候、短尺安キ御用、則有合之分拾葉さし出申候、旧臘大窮ニ付五葉ツヽくみニて五百枚斗壳ニ出し候處、三百斗うれ申し候、あと未帰り不申候、一組武朱ニテ短尺代まけ也、別ニ扇子四五十製し候處、是ハ時節からニテ一向うれ不申こまり申候、鄙猥之渡世醜態無限候へとも、無詮方価ヲ定め置候、其弁之文章一段作り申候、後便入御覽可申候、実ニ無詮方申訛迫なり、御一笑可被下候、さて又他之短尺も御所望之由、是ニハ當惑仕候、御存之如く当地ニハ直養帰郷後、大物払地申候上、熊谷、残夢之二家とハ知音ニテも無御坐候、私方へ參候分ニハ為認候ほとの者無御坐候故、今少し御待可被下候、尚又考置候而さし上可申候、小切レ之絹ハ長沢此節京ニ居申候ニ付、かの夫婦ヘ一葉ツヽ頬遣し申候、壹葉ハ野生、壹葉多豆伎と申ハ、河内国切川村ニテ中西宗兵衛と申庄屋也、此男ハ村田春門門人ニ而其後岩崎美隆ニ従ひ當時ハ野生門人也、此者ハ先かの辺ニてのみ手ニ御坐候間為認申候、今一葉ハ鴻池梅子との御属、此婦人対面したる事も無御坐候へとも、折々色々之事頬來候故、其仲人ニあつらへ遣し置申候、惣体富豪之家ニハ殊外

おもくれたる風儀御坐候而、定而火急ニハ認ましく
と奉存候、少し御堪忍奉頼候、にくき事なれど詮方
なし、夫故何事もあまり頬遣し不申候、事情

御高察可被下候、小生此節短尺帖、書画帖など
こしらへかけ居申候、是ハ錦地辺より西国へ参候

節の路用ニモと思ひ付候事なれど、さりとてハ世話の
やけたる物ニテ困入申候、短尺足代氏の物、又内遠、
常足、広足、諸平の物など御所持ニモ御坐候ハ、少々
御ゆつり被下間敷候哉、何とか代りハさし上可申候
手寄ニてもらひ申度とて一二軒頬遣したる処、

御賢察

さて／＼俗人ハくれぬ物ニテ御坐候、此段偏ニ奉頼候、
いつれ御近辺之人のハ、追々參候節集メ申度候へとも
著名家之分ハ少々御登せ可被下候、奉頼上候、
広足ヘ文通仕候事仰之通ニ御坐候、秋太ヘ頼來
已來文通してくれと申事故、一翰遣し返事參り
又一翰遣し置申候、何分おもしろき人らしく聞え申候、
御対面被成候哉、かの著述なども往々見及申候也、

上林諸史八千邨より文通可致よし申越候間、一翰

遣し置申候、御伝言之趣、承知仕候、素より折々

承たる人ニ御坐候、岩まさ氏と申人ハ如何之人にや

是も聞たる人ニ御坐候、御詠歌數首御聞せ添

拝吟夫々感服仕候、就中、犬の子の御哥をかしく

承申候、雪中会友のきえん日のあらそひとあるハ

何の故事ニ御坐候哉、ふと案出不申後音御示し

可被下候、其外ともいつも金玉と奉存候、野生か元日

けふといへハわたらひかぬる高麗橋の

つら屋のくまも春こゝちして

末句如何御坐候半哉、うら屋と申事ハ京橋ニならへる躰也、
外ニ申方もあるへき歟、御てんさく可被下候、普通のハ

と申題の

省略仕候、家々歳暮狂哥

なくもあり笑ふもありのとわたりに

前しりあハぬ としの暮かな

いつれもせつなきさま御笑可被下候、

長沢手席三四日前さしこし申候間、御届申候、

同人も兎角手足しひれ候よしニ而、今明日より多田ノ

温泉へ湯治ニ参候よし承候、その内ニ御対面可仕候、

御返事ハ私迄可被下候、野村正精と御坐候ハシヤウセイ

とよみ候ニヤ、すべてか様の珍敷名ニハ専後かなつけを

被成被下度奉頼候、柳川の西原晁樹ハ御なしミ

御坐候哉承度御坐候、書外色々申上度候へとも年明

四日から風邪ニテ打臥居申候、万事懶く省略御坐候、

乍末尊大人へ宜様被仰上可被下候、かの神武紀ハ

御脱稿ニ相成候ニヤ、拝見相楽居申候也

恐惶謹言

正月十一日

萩原弘道

鈴木賢詞契

玉机下

尚々余寒折角御自愛奉祈候、上司氏御父子不

相替御賢勝候ヤ宣御伝声可被下候、猶後便可

申上候 己上

追啓

山川正宣方へ、何ニても古文書類近々御贈り
被下度奉頼候、先年被仰越候節、又々貴家様よりも
珍しきもの頂戴致候とやうニ申置候故也、此男ハ
決而さる事を忘れぬさがニて真角ニ物事を
仕切ねハ承知せぬ氣質ニ御坐候間、此段御恕察
被下候而宜奉頼候、其上ハ又々何ぞ差贈らせ可申候
西田氏ニ紹介いたしたる処、性之緩急甚不遇ニ而

中ニたちて屢々まり入候事も御坐候故、何とかいはぬ

間ニと内啓仕候事ニ御坐候、決而御介意ハ被下ましく候
京長広か短尺ハ未差上不申哉とて、一葉手二入

申候、夫々さし上候、其余五六枚いつれも素人ニ御坐候
中ニハ、拙門人も有甚非礼恐入候へとも、かも川集位へハ
あたまを出し候面々ニて、ひとりはみも大抵ニ仕候分

申訳の為斗ニさし上置申候、

拙哥ハ数枚書候ころの物ニて、手たゆみ大ニ不出来

その上哥も出来合ニ御坐候、宜御てんざく被下、ひか事

御坐候ハ、他へハ御遣しなく、直ニ御返し可被下候、此段

八別而御頼申上置候、尚御入用ニ御坐候ハ、何ほども
さし上可申候、

御返礼ニ何そさし上度候へとも、折節無人

ニ而調へ兼候ニ付、本文ニ申上候つれなぐれの扇子

ニ握呈上仕候、御咲留可被下候、拙悪実ニ算慚愧
之至ニ御坐候、是又宜御直し奉希候、以上

十一日

萩原

〔第七消息（嘉永三年八月六日）〕一六・四×五七・五糸

尚々さよしけれの事秋太店へ申付置候、猶
其内宜々主ニ逢候而、吃度可申付候間、左様
御承知可被下候、当春心のたねと申初学もの
二冊、詞書葉山のしをり一冊、摺出し可申候、
何のかひなき物ながら少々御取次可被下奉頼候、
作者の意ハ実ニ見えぬものニて、つまらぬ抜書
にて候へとも、初学ニハ少益も可有之哉と奉存候也
以上

任便宜一筆啓上仕候、時下益
御安泰被為在奉欣賀候、隨而小生
去月廿八夜発尾道、本月二日朝
広島へ着仕候、乍憚御放念可被下候、
猪井筒屋ニ承候へハ、先頃中ハ
尊大人御不例ニ被為在候由、何之
御容子も存在不申候、大ニ御無音申上候、併
追々御順快被遊候由、奉珍賀候、右ニ付
当月初迄ニハ、広島へ御出張も可有之由、
折角日々御噂仕居申候玉石集
之義ニ付、色々諸友と相談致候處、
案外ニ出来かね居申候故、せり立
急々御発兌之様取斗申度何れも
申談候、夫ニ付愚生ニ一校可仕様先頃
ヒ仰下候ニ付、御尊稿少々拝見仕候處、

いろ／＼申試度事も御坐候、併懸こしニ而
御書通申候位ニテハ、火速ニ治定も難
仕候ニ付、可相成ハ此節御出張被成候ハヽ、
諸友相談も行届可申と申事ニ而

態々飛脚差出候との事ニ御坐候、左候ハヽ、

尊大人御順快ニモ候ハヽ、早々御発駕

被下度奉希候、左候ヘハ先頃中

奉希候、貴國東邊之御模様も承候而、

品ニ寄夫々御誘引も被下候ハヽ、大ニ得力

大慶可仕候、今般ハ書生も召連不申

獨行ニ而万事不都合候事も有之

甚困入候事ももたし奉度、吳々御出張

奉待候、委曲は拝顔ニテ万々申上度

省略仕候、乍末尊大人へ御見舞

宜被仰上可被下候、頓首頓首

八月六日

鈴木賢詞兄

玉几下

(花押)
広道

二白玉石集あしらへ候ニ付本人より

おこせ候ものも沢山ニ可有之候、為念御荷物も

御坐候ハヽ御もたせ可被下候、色々情態も有之
事とも相談を可申上候、以上